

# 議 事 録

第 1 2 回

東村農業委員会総会

令和元年 1 1 月 2 5 日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和元年11月25日(月) 午後13時30分～15時40分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

### 農地利用最適化推進委員（4人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥本 弘幸(欠席)
外 間 一 功	

4. 欠席委員： 推進委員 奥本 弘幸
5. 議事録署名委員： 2番 渡邊 勉      3番 吉元 博
6. 書 記： 農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案： 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第39号 農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定について
8. 報告事項： 農業用施設の建設着工届けについて

議長 それでは、ただいまより、令和元年第12回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出席状況を報告致します。農業委員の出席者6名、欠席者0名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、2番 渡邊委員と、3番 吉元委員を指名します。

また、書記には、事務局の久高を指名します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第37号から議案第39号までの議案が3件、報告事項が1件となっております。

(3条)

議長 それでは、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号12について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字宮城サジ原地内の農地の贈与による所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議よろしくをお願いします。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号12について、討論を省略し、審議結果を可とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号12について、審議結果を可とすることに決定されました。

(5条一転)

議長 次に、議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号14について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田中上原地内において、電源開発(株)が発注した鉄塔の撤去工事に伴う、資材置き場及び工事車両駐車場等の工事用地として一時的に使用し、工事完了後は農地へ復元を行うとの事であります。事務局といたしましては許可相当という意見決定で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号14について、討論を省略し審議結果を「許可相当」とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号14について、審議結果を「許可相当」とすることに決定されました。

(集積計画)

議長 次に、議案第39号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号15について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字高江車原地内の農地の所有権移転による担い手い手への農地集積を目的とするもので、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。  
御審議よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第39号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号15について、討論を省略し、審議結果を可とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 39 号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定の整理番号 15 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(農業施設)

議 長 次に、報告事項、農業用施設の建設着工届けについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字平良屋ノ北原地内において、農業用施設を設置する為の届出であり、農地法第 4 条第 1 項 9 号及び農地法施行規則第 29 条第 1 項に該当するものであります。  
以上で報告を終わります。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますので、以上で報告事項について終了致します。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 12 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。